

第 1 5 5 8 回 島 根 県 教 育 委 員 会 会 議 録

日時	平成 3 0 年 1 月 3 0 日
自	1 3 時 3 0 分
至	1 6 時 5 8 分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

—開 会—

—公 開—

(議決事項)

第 20 号 島根県指定文化財の指定について (文化財課)

————— 以上原案のとおり議決

(承認事項)

第 9 号 人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」に基づく給与関係規則の一部改正について (総務課)

————— 以上原案のとおり承認

(協議事項)

第 15 号 島根県公立学校教育職員人材育成基本方針について (学校企画課)

第 16 号 「島根県いじめ防止基本方針」の改訂について (教育指導課)

————— 以上資料に基づき協議

(報告事項)

第 77 号 平成 29 年度島根県学力調査結果概要について (教育指導課)

第 78 号 平成 30 年度島根県公立高等学校入学者選抜における推薦選抜等の結果について (教育指導課)

第 79 号 「領土に関する教育ハンドブック」の再配付について (教育指導課)

第 80 号 平成 30 年 3 月県立高校卒業予定者の就職内定状況 (12 月末) について (教育指導課)

第 81 号 平成 29 年度学校給食の地場産物活用割合 (食材仕入れ状況調査結果) について (保健体育課)

第 82 号 平成 29 年度優良公民館及び公民館職員表彰 (教育長表彰) について (社会教育課)

第 83 号 島根県文化財保護審議会委員の任命について (文化財課)

————— 以上原案のとおり了承

—非公開—

(議決事項)

第 21 号 教職員の懲戒処分について (学校企画課)

————— 以上原案のとおり議決

(承認事項)

第 10 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について (総務課)

第 11 号 県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部改正について (学校企画課)

————— 以上原案のとおり承認

(報告事項)

第 84 号 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例等の一部改正について (総務課・学校企画課)

————— 以上原案のとおり了承

II 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】

鴨木教育長 森委員 藤田委員 浦野委員 出雲委員 真田委員

2 欠席者

なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

片寄教育監	全議題
松本教育次長	全議題
小仲参事	公開議題
野口参事	公開議題
村木教育センター所長	公開議題
仁科総務課長	全議題
内田総務課調整監	公開議題
井手教育施設課長	公開議題
門脇教育施設課管理監	公開議題
福岡学校企画課長	公開議題、議決第21号、承認第11号、報告第84号
津森県立学校改革推進室長	公開議題
常松教育指導課長	公開議題
竹下教育指導課管理監	公開議題
村本子ども安全支援室長	公開議題
柿本教育指導課上席調整監	公開議題
佐藤特別支援教育課長	公開議題
秦健康づくり推進室長	公開議題
前田社会教育課長	公開議題
坂根人権同和教育課長	公開議題
丹羽野文化財課長	公開議題
広江文化財課管理監	公開議題
山根世界遺産室長	公開議題
吉本福利課長	公開議題
山本教育センター教育企画部長	公開議題
清水総務課給与グループリーダー	承認第10号、報告第84号
中西学校企画課企画幹	議決第21号
堀学校企画課企画幹	承認第11号、報告第84号
青山学校企画課企画人事主事	議決第21号
有田学校企画課企画人事主事	承認第11号、報告第84号

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

三浦総務課課長代理	全議題
児玉総務課人事法令グループリーダー	全議題
安食総務課企画員	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

鴨木教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	1 件
	承認事項	1 件
	協議事項	2 件
	報告事項	7 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	1 件
	承認事項	2 件
	協議事項	0 件
	報告事項	1 件
	その他事項	0 件
署名委員	森委員	

(議決事項)

第 20 号 島根県指定文化財の指定について(文化財課)

○丹羽野文化財課長 議決第 20 号島根県指定文化財の指定についてお諮りする。

資料 1 の 1 ページをご覧ください。前回の教育委員会会議において、「田和山遺跡出土遺物」の有形文化財への新指定、既に県指定文化財に指定されている「壇鏡神社八朔祭の牛突き習俗」の内容追加と名称変更を、島根県文化財保護審議会に諮問することについて議決をいただいたところである。これを受け、1 月 15 日に開催された島根県文化財保護審議会で審議の結果、原案どおり答申をいただいた。本日は、島根県文化財保護条例に基づき、この二つの文化財を島根県指定文化財に指定することについてお諮りするものである。資料 1 の 2 ページには島根県文化財保護条例の関係条項を、資料 1 の 3 ページ以降には答申の写しを添付している。文化財の内容については、前回の会議でくわしくご説明しているため、本日は省略する。

―――原案のとおり議決

(承認事項)

第 9 号 人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」に基づく給与関係規則の一部改正について(総務課)

○仁科総務課長 承認第 9 号人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」に基づく給与関係規則の一部改正についてお諮りする。

資料 2 の 1 ページをご覧ください。対象の規則は、市町村立学校の教職員の給与に関する規則である。12 月 20 日の教育委員会会議において、昇格時号給対応表の改正について、全国人事委員会連合会において作成されるモデル給料表の送付が遅れたことにより、給与関係条例とは別に同規則の改正を行う旨、ご説明したところである。

この規則改正については、あらかじめ人事委員会と協議することと定められているため、人事委員会に協議を行い、12 月 22 日に同意を得た。本来であれば、その後、教育委員会会議において議決をいただき改正すべきところであるが、公布の日である 12 月 26 日までに教育委員会会議を開催する暇がなかったことから、教育長の臨時代理で改正を行ったので、ご報告し承認を求めるものである。

改正の内容は、1 (1) にあるとおり、給料表の引き上げを若年層を重点的に行ったことに伴い対応する昇格後の号給が変わることから、昇格時号給対応表の改正を

行った。施行日は平成 29 年 4 月 1 日である。

――原案のとおり承認

(協議事項)

第 15 号 島根県公立学校教育職員人材育成基本方針について (学校企画課)

○福間学校企画課長 協議第 15 号島根県公立学校教育職員人材育成基本方針についてご協議する。

資料 3 の 1 ページをご覧ください。12 月 20 日の教育委員会会議において、島根県教育職員育成指標について協議いただいた。それを受け、1 月 26 日に第 2 回の協議会を開催した。今回は、協議会で協議が整った育成指標と、それを取り込んだ島根県公立学校教育職員人材育成基本方針について、協議いただきたい。なお、今後については本日の協議内容をもとに検討し、2 月の教育委員会会議にて議決いただき、3 月から周知を図りたいと考えている。

資料 3 の 2 ページには、教諭等の育成指標の案を示している。参考として、資料 3 の 3 ページには第 1 回の協議会で提示した案を用意した。前回の教育委員会会議で、「～ができる」と文末を統一してはどうかとのご意見をいただいております、「することができます」「取り組むことができる」等と修正した。また、「子ども」という言葉は高校ではなじまないのではないかとのご意見をいただいたが、欄外の＊にあるように、「幼児、児童、生徒」と幅広い範囲を一言で表すため、「子ども」という表現を残し、注釈で定義を示すこととした。協議会においては、2 の⑤特別支援教育の推進の項目で、一人一人のニーズに応じた指導や支援を、まず行うべきだとの意見をいただいたので、これを自立・向上期の指標とし、探究・発展期には、それを踏まえてユニバーサルデザインの視点を取り入れるという表現にしたところである。また、3 の⑥教科等の指導に関する専門性の項目で、探究・発展期に「得意分野の開発探究」としていたが、協議会で、ここは専門性に関する項目であるとの指摘があり、「専門的知識・技能の習得」という表現とした。さらに 4 の⑨他者との連携・協働の項目で、協議会で先輩職員・後輩職員という表現が曖昧であるとの指摘があり、先輩は「経験豊かな」とし、後輩も含めて「同僚との連携・協働」と改めた。

資料 3 の 4 ページは、管理職の育成指標の案、3 の 5 ページは協議会へ提示した案である。協議会において、2 の⑤リーダーシップの項目で、校長に「状況を的確に把握・分析し、関係者等の意見を踏まえつつ、解決策の実現に向けて行動することができる」と校長の行動力を明記したが、副校長・教頭にも同様の表現が必要であるとの

意見があり、「校長を補佐する」という意味合いで追加した。また「個性」を「適性」に改めた。さらに、3の⑦事務管理において、予算執行や施設設備管理は、教頭より事務職員の業務であるとの意見があり、「教頭が管理する」という表現から「事務職員と連携して処理する」に改めた。続いて5の⑩学校の説明責任・情報発信の項目で、学校評価において「評価を受け入れる」という表現にしていたが、改善策を考えて実行、それを発信していくべきだという意見があり、「改善に努め、成果だけでなく課題も校外に向けて説明する」と改めた。

続いて、育成指標を組み込んだ人材育成基本方針の案について、別冊資料をご覧ください。「学び続ける教育職員を目指して」というのが、この方針のコンセプトである。目次では、全体の構成を示しており、まず前段に育成指標があり、続いて基本方針、その後基本方針に関して五つの取組を方針として示す構成としている。

まず1ページ、「はじめに」である。1には教育職員に求められる資質能力について中教審等で示されたものをまとめ、2には島根県の教育職員の現状を述べている。3にはこれらを踏まえ新たに策定する育成指標について、4にはコンセプトである「学び続ける教育職員を目指して」に込められた思いを述べている。2～3ページには、育成指標に示す資質能力と、キャリアステージの構成、参考として中教審で示された三つの資質能力をまとめている。4～5ページには、今回策定した育成指標を、6ページ以降は、平成27年2月策定の人材育成基本方針におおむね準拠し、基本方針及び取組を五つの方針にまとめて示している。なお、「おわりに」として、後段にこの育成指標は業務上のノルマや評価のモノサシという意味合いでなく、あくまでも伸びて行ってほしい方向性、あるいは研修の目安であり、努力を続ける教育職員を励まし背中を押す存在となってほしいという願いを示している。

○真田委員 非常に分かりやすくステージごとの指標がまとめられている。基本方針の3ページの下に教育職員の定義が記載されているが、この根拠は何か。

○福間学校企画課長 教育職員は、本県の条例で定めているものである。教諭等は、特に定めているものはないが、この方針の中で範囲を示している。

○真田委員 講師は除かれるのか。

○福間学校企画課長 講師も人材育成を行っていく必要はあるが、法律で定められた教育職員の育成指標の対象には含まれていないため、この方針からは除いている。

○浦野委員 大変分かりやすく立派な方針ができたと思う。資料3の2ページは、A3版で文字も大きく、カラーで印刷されており、冊子の方と比べると分かりやすく読みやすい。印刷して配布する際は、こちらの方が分かりやすいのではないかと。

○福間学校企画課長 工夫したい。

○嶋木教育長 他県でも同じようなスケジュールで進められているが、島根県の人材育成方針の大きな特徴は、1ページと9ページに表れている。特に、1ページの4、なぜ学び続ける教育職員を目指してほしいのか、これは要するに、島根の子ども達に

「変化の激しい社会の中で生き抜いていく力、言い換えれば主体的に課題を見つけ、様々な他者と協働しながら、定まった答えのない課題にも粘り強く向かっていく力」を身に付けてもらうためには、教員自身が学び続けてほしいという願いを込めており、これが島根県の人材育成基本方針の一つの特徴である。

2ページ以降もそれぞれに特徴的な表現はあるが、特に9ページの「おわりに」において、この人材育成基本方針の中で示された育成指標は、業務上のノルマや評価のモノサシを示したものではなく、自ら学び続ける教育職員を励まし、背中を押す存在であることを明確にしており、特徴的な部分である。他県では、人事評価との連動を前提として、育成指標で示したノルマを達成しないと評価されないとしている県もある。

――資料に基づき協議

第16号 「島根県いじめ防止基本方針」の改訂について（教育指導課）

○村本子ども安全支援室長 協議第16号「島根県いじめ防止基本方針」の改訂についてご協議する。

資料15ページをご覧ください。「島根県いじめ防止基本方針」の改訂については、7月19日の教育委員会会議で作業の進め方について審議いただいた。今回の改訂は、2に示しているように、国の基本方針の改定内容を県の基本方針にどの程度反映させるか、国が示したいじめの重大事態の調査に関するガイドラインの内容を県の基本方針にどの程度反映させるか、以上2点をポイントとして進めてきたところである。3に改訂作業の進捗状況を示しているが、3回の生徒指導審議会において二つの改訂のポイントをもとに検討していただいた。さらに、いじめ問題対策連絡協議会で生徒指導審議会でもとめた改訂案を報告し、幅広く意見をいただいた。いただいた意見を参考に、事務局において形式的な修正を加え、別紙1のとおり改訂案として取りまとめた。

別紙1をご覧ください。改訂の主なポイントをご説明する。4ページ、2いじめの定義の二つ目の※であるが、けんかやふざけ合いについても背景の調査を踏まえた上でいじめの認知を行うことを加筆した。10ページ、(6)幼児期の取組について、発達段階に応じて幼児が相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を促すことを加筆した。いじめの未然防止に向けて、発達段階に応じて幼児が他の幼児とかかわる中で、相手を尊重する気持ちを持って行動できるような取組を促す。特に幼児にかかわりの深い保護者や保育士等が、日頃から幼児の人権感覚を育てていけるよう

に、自分の気持ちを言葉で伝えることの大切さを教える取組を働きかける、としている。

続いて11ページ、3(1)学校の教育活動全体を通じた人権意識の高揚と豊かな心の育成について、道徳教育の充実を加筆した。児童生徒が、いじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、常に正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供や、道徳教育に関する教職員の指導力の向上のための施策の推進及び各地域の実態に応じた道徳教育を推進するため、学校の取組を支援する内容としている。

続いて、13ページ、(2)重大事態への対応について、平成29年3月に文部科学省が策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」も参照することを加筆した。(2)①重大事態の定義について、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応をするのではなく、疑いが生じた段階で調査をしなければならないことを認識することを加筆した。

次に、15ページ、⑤児童生徒及び保護者に対する適切な情報提供について、調査実施前に、被害児童生徒及び保護者に対して丁寧に説明を行うことで、被害児童生徒等の意向を踏まえた調査が行われることを加筆した。具体的な説明内容は、調査の目的・目標、調査主体、調査時期・期間、調査事項、調査方法、調査結果の提供としている。⑦調査結果の報告について、県立学校の場合は、教育委員会会議において議題として取り扱うことや、被害児童生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を当該報告に添えることができることなどを加筆した。

次に、16ページ、⑧調査報告を受けた知事による再調査及び措置について、再調査を行う必要があると考えられる場合の四つの指標を加筆した。1. 調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合、または新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合。2. 事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合。3. 学校の設置者や学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合。4. 調査委員の人选の公平性・中立性について疑義がある場合。

17、18ページは、参考として県立学校におけるいじめの重大事態の流れを示している。教育委員会が調査主体となる場合、学校が調査主体となる場合、いずれも児童等、保護者から調査結果に係る所見をまとめた文書を提出することができることを加筆した。

19ページ、第3章の1学校いじめ防止基本方針の策定について、具体的な取組を加筆した。いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施などの内容となっている。

21ページ、③特に配慮が必要な児童生徒への対応を加筆した。具体的には、発達障

がいを含む障がいのある児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒及び国際結婚の保護者を持つ等の外国につながる児童生徒、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒、東日本大震災により被災した児童生徒、または原子力発電所事故により避難している児童生徒への対応である。

22 ページ、(3) ①いじめに対する組織的な対応及び指導について、いじめの解消の要件を加筆した。1. いじめに係る行為が止んでいること、2. 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと、という内容である。

25 ページ、(4) ⑥法の理解増進等について、保護者や県民に対して理解を深めるためにPTAや地域の関係団体等との連携を図り、広報啓発を充実することについて加筆した。以上が、主な改訂のポイントである。

続いて、別紙2をご覧いただきたい。平成30年1月26日付で、子どもの人権オンブズパーソン代表、木村悦子氏から、島根県いじめ防止基本方針の改定についてパブリックコメントの実施を求める請願書が提出された。請願の趣旨は、島根県いじめ防止基本方針の改定について、パブリックコメントの実施を求めるというものである。請願の理由として、いじめは子どもの命にかかわることがある、また、いじめにかかわって、その子どもが生涯つらい人生を歩むことにもなりかねない、学校・教育委員会には見えない部分も多く、広く県民サイドから、特に被害を受けた当事者からも意見を求め、いじめ防止基本方針の改定に反映させるべきと考える、一部の有識者だけで決めるのではなく、いじめに関心を持つすべての県民が議論に参加するチャンスを求める旨が記載されている。今回の改訂は、国の改定案をどのように県の方針に反映させるかが中心となるものであるが、パブリックコメントの実施を求める請願があったことから、パブリックコメントを実施することとしたい。

資料15ページに、今後のスケジュールを示している。パブリックコメントは、2月6日から3月5日まで行い、3月13日の教育委員会会議で県民の皆様からの意見を踏まえた改訂案について協議する。さらに、3月26日の教育委員会会議でも改訂案を協議する予定である。パブリックコメントを行った上で、今後このようなスケジュールで進めてよいか、さらにパブリックコメントの実施を求める請願の採択についてご協議する。

○藤田委員 パブリックコメントの周知はどのように行うのか。

○村本子ども安全支援室長 県のホームページなど、他の施策のパブリックコメントと同様の手法で周知を行う予定である。

○藤田委員 県のトップページの分かりやすい箇所に掲載されていればまだよいが、なかなか掲載ページにたどり着けない場合もある。ホームページ以外の手法で、PTAなどへ周知を行う予定はあるか。

○鴨木教育長 パブリックコメントの実施手法については、県として統一的な方法がある。県のホームページでパブリックコメントを実施している旨を情報発信し、あわ

せて案文を掲載する、県の地方機関でこの案文の紙媒体が閲覧できるようにする、また広報部の広報媒体を活用しパブリックコメント実施中であることの周知を図る。以上が統一的な方法である。これに加えて、この事案に関心が深い方に対する情報発信について考えがあれば伺いたい。

○村本子ども安全支援室長 パブリックコメント開始までに検討したい。

○藤田委員 25 ページに「⑥法の理解増進等について」という項目が追加されており、「いじめの問題やこの問題への取組についての理解を深めるべく、PTAや地域の関係団体等との連携を図る」とあったことから、PTAや地域の関係団体への周知の仕方について伺ったところである。

○鴨木教育長 パブリックコメントというプロセスの捉え方である。確定した方針の周知も大事なプロセスではあるが、県民意見を募集し、それを計画に反映させるというパブリックコメントのステージ自体が、県民の皆さんにこの中身を知っていただく上では、重要なプロセスになる可能性があるので、検討してみていただきたい。特に藤田委員からご指摘のあったPTA、地域における関係団体への周知方法については、PTAや地域の関係団体の連携を所管している社会教育課とも協力し検討していただきたい。

本日の協議では、別紙1を改訂案としパブリックコメントを実施してよいかどうかについての意思決定をしておきたいが、いかがか。

○委員一同 了承

○鴨木教育長 それでは、請願者に対しては、パブリックコメントを実施する旨を通知することとしてよいか。

○委員一同 了承

――資料に基づき協議

(報告事項)

第77号 平成29年度島根県学力調査結果概要について(教育指導課)

○常松教育指導課長 報告第77号平成29年度島根県学力調査結果概要についてご報告する。

資料4の1ページをご覧いただきたい。まず、この調査の目的は、大きく二つある。一つは、学習指導要領に示されている教科の目標や内容に照らした学習状況や学習や生活に関する意識の実態を把握すること。もう一つは、4月に実施した全国学力・学習状況調査等で明らかになった課題の改善状況の検証である。

学力調査の実施日は平成 29 年 12 月 12 日、13 日の両日である。実施校は、小学校は特別支援学校小学部を含めて 205 校、中学校は特別支援学校中学部を含めて 102 校であった。国立の小中学校、私立の中学校は参加していない。

実施学年・教科・人数について、表にまとめている。表中の割合とは、平成 29 年 5 月 1 日現在の県全体の在籍者に対する実施人数の割合をパーセントで表したものである。小学校 5 年生の国語・算数、中学校 2 年生の国語・数学は 95%を超える参加があった。一方で参加率の低い学年・教科もあり、これは※に記載しているとおおり、三つの市で不参加の教科、学年があったためである。

次に、資料 4 の 2 ページをご覧ください。県調査の考え方・特徴を示している。一つ目は、全国調査で明らかになった課題を改善するための指導の取組を県調査で検証するという P D C A サイクルを確立し、指導の改善を効果的に進めること。二つ目は、教科に関する調査について、平成 27 年度より県独自のオリジナル問題を作成していること。三つ目は、生活・学習に関する意識調査では、全国調査の質問項目と同じ項目を設定していること。なお、調査結果のうち、7 (1) から (4) に記載している項目を公表し、教育指導課のホームページにも掲載する。

次に、資料 4 の 3 ページをご覧ください。全国調査でみられた主な課題の改善状況についてである。改善がみられた事項の例であるが、グラフにあるように、小学校 6 年生において「算数の勉強が好きだ」「算数の授業の内容はよく分かる」という項目に肯定的回答をした児童が 4 月の全国調査と比較して上昇している。特に「算数の授業がよく分かる」という点については、ほぼ全国値並みの数値となった。また、「児童生徒間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う」という項目に肯定的回答をした児童の割合は、小学 6 年生については 4 月の調査から大きく上昇し、中学 2 年生も小 6 時点から年々上昇している。現場における授業改善の成果ではないかと考える。

資料 4 の 4 ページをご覧ください。言語に関する知識・理解・技能について、漢字の読み・書きに関しては、小・中学校共におおむね定着している。また、昨年の全国調査小 6 算数 (B 問題) で出題された「与えられた情報から基準量、比較量、割合の関係をとらえ、『最大の満月の直径』に近い硬貨を選び、選んだ理由を書く」問題で、全国正答率は 13.2%であったが、本県は 8.6%、無解答率は 11.8%であった。今年度、類似の問題を出題したところ、正答率は 23.6%と上昇し、無解答率は 6.2%と減少した。全国調査の結果を活用した指導が行われていると考えられる。

資料 4 の 5 ページをご覧ください。逆に、引き続き改善が必要な事項の例は、家庭学習時間である。小学校 6 年生については、4 月の調査よりも若干上昇し、全国平均を上回っている。しかし、中学 2 年生では小 6 時点から追跡してみると、小 6 から中 1、中 1 から中 2 と徐々に学習時間が減少している。現在の中学 3 年生も同様の動きをしているが、中 3 時点では中 2 時点よりも約 8 ポイント上昇している。この中

1、中2時点での家庭学習時間の減少に対してどう対応するのかが、中3時における家庭学習時間の十分な確保につながる大きな要因になるのではないかと考える。

次に「小数の乗法、除法の意味理解」についてである。小5、小6の「小数の乗法についての意味理解」については改善がみられる。しかし、割合が1より小さい場合において、引き算や割り算の計算で解答を求めようとする児童がやや多くみられる。例であげた問題で説明すると、基準値(㊦のリボン)に対して0.8の割合になる㊧のリボンの長さを求めるのに、掛け算ではなく、引き算や割り算で答えを得ようとする生徒がみられる。同一集団で比較すると、小5時点よりも小6時点の方が正答率は上昇するため学年が上がると改善されるが、小5時点における正答率は例年ほぼ同程度である。

次に、資料4の6ページをご覧いただきたい。国語の「書く力」についてである。記述式問題に関する無解答率は全学年12.4%以下であり、年々下がっているため、記述することへの抵抗感は減少していると思われる。しかし、小学校では例で示した問題のように、目的や条件に応じて書くことに課題がある。資料4の7ページをご覧いただきたい。中学校では、材料を分類・整理して文章を構成する力、伝えたいことを明確に書く力、意見などが効果的に伝わるよう、説明や具体例を加えて書く力に課題があると考えられる。次に、社会科の「思考・判断した過程や結果を、他者に伝わるよう論理的に表現する力」についてである。例示した問題のように、資料をもとに事柄や理由を説明する力にやや課題がみられる。なお、こうした課題は、国語や社会のみならずいろいろな教科においてみられるところである。

資料4の8ページをご覧いただきたい。教科に関する調査と生活・学習に関する意識調査のクロス分析結果である。資料4の8ページの一番下、「授業では、自分の考えを発表する機会を与えられていると思う」という問いに肯定的に回答している児童・生徒の方が正答率が高いことがみてとれる。特に小6の国語・算数で、その傾向が顕著である。資料4の9ページの一番下、「読書は好きだ」に関しても肯定的に答えている生徒の方が正答率が高い傾向にある。

資料4の11ページをご覧いただきたい。一番下のメディア利用と正答率の関係についてである。スマートフォンや携帯電話などメディア利用の時間が短い児童・生徒ほど、正答率が高い傾向にある。

最後に、資料4の12ページをご覧いただきたい。今後の対応として、4点挙げている。一つは、この分析結果をもとにすべての小中学校を対象とした結果説明会を実施し、結果を生かして各学校が組織的な授業改善や個別指導を進められるように働きかけていく。二つ目は、現在行っている算数授業の改善の取組を引き続き充実し、新学習指導要領に対応した、いわゆる「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善を進めていく。具体的には、教育情報誌等による情報発信や新学習指導要領説明会などを実施する。三つ目は、授業改善のポイント等を、平成30年度「各教科等の指導

の重点」という冊子にまとめ、すべての小中学校に配布し徹底を図る。四つ目は、家庭学習の充実に向け、中学校への訪問指導などを通じて授業と家庭学習が一体化するような効果的な家庭学習の在り方について指導し改善を促したいと考えている。

○出雲委員 島根県の学力調査は、オリジナルの問題も含めてとてもよいものなので、できればもっと多くの学校に参加してほしいという思いがあるが、近年の参加割合の推移はどのようになっているか。

○常松教育指導課長 昨年と比較すると、若干、不参加の割合が増えている。市町村教育委員会それぞれに考えがあるため、詳細は聞いていないが、例えば出雲市では独自で学力調査を行っていることも理由ではないかと考える。

○出雲委員 県として、参加を促すための取組を行っているか。

○常松教育指導課長 各市町村教育委員会と一緒に、今年1年間をかけて、どのような形であれば参加可能であるか検討を行っているところである。来年度は全市町村に参加していただける形で実施できるのではないかと考えている。

○森委員 小6から中1、中2にかけて家庭学習時間が減少しているが、学校ではその理由を把握しているか。

○常松教育指導課長 まだ学校現場と意見交換していないため、今後開催する説明会等において感想等を聞けるのではないかと思う。特にスマートフォン、携帯電話の関連で言うと、学年が上がるごとに使用時間が長くなっており、そのようなことも家庭学習時間減少の一因になっているのではないかと考える。

○森委員 資料4の12ページに、家庭学習が充実するよう中学校へ訪問指導を行うと記載があるが、子ども達の家庭学習の実態を中学校自身が分かっているなければ指導も難しいのではないか。アンケートだけでは、本当の姿が見えてこない場合もあるのでないだろうか。

○常松教育指導課長 生徒の自己申告であるため、正確な実態把握となるかどうかは分からないが、家庭学習時間調査を行っている学校もある。学校では、このような調査や、保護者との面談等を通じて、極力正確な実態把握に努めていると思われる。そういったものをもとに、家庭学習時間が増えた好事例等を現場へ紹介する等の取組を行っていききたい。

○真田委員 この結果を、どのように生かしていくのが、一番大事である。以前、学校訪問をした際に、全国学力調査の問題を見たか聞いてみると、見ていないとのことであった。教育事務所の指導主事は、学力調査の問題をきちんと把握しているだろうか。学力調査の結果も大事かもしれないが、その結果を反省材料として取り組むことが大事ではないだろうか。

○常松教育指導課長 中学校の指導主事であれば、担当教科の問題は把握していると思われる。担当教科以外の問題を把握しているかどうかという点について事務局で確認は行っていないが、小学校の指導主事は全部の教科の問題に目を通していただ

れる。

○真田委員 特に小規模の中学校では、1教科を一人で担当している学校もある。そのような学校を指導主事が回り、結果の説明に加えて指導方法を示していただくとありがたい。特に、管理職にはしっかり問題を見てもらおうとよいのではないか。

○常松教育指導課長 2月2日から9日にかけて行う結果説明会には、指導主事も参加する。ご指摘のあった点を意識して取り組みたい。

○浦野委員 算数に力を入れて取り組んだ成果が表れており、よかったと思う。また、メディア利用と正答率の関係から、メディアを多く利用する子とそうでない子では、明らかに学力の差が結果として表れるものなのだと感じた。このような結果を、保護者に十分に理解してもらうために、保護者会等でくわしく説明するとよいのではないか。学力調査の分析結果を伝える方法を工夫すると、良い結果が生まれるのではないだろうか。

○常松教育指導課長 資料に記載しているデータは参加者全体のものであるが、学校へは学校ごとのデータも提供している。そのようなデータを活用し、保護者会等で結果を周知することが大事ではないかと考える。今の時代、メディアを使うなどということは難しいので、使い方の指導を考えていく必要がある。

○鴨木教育長 県学力調査の結果を受けて、県教育委員会としてどのように取り組んで行くべきなのか、さらに小・中学校の学校設置者である市町村の教育委員会にどのような取組を促していくのか、さらに最終的には小学校、中学校それぞれが保護者への情報提供やお願いも含めてどのような取組を行っていくのか、この三層の中で取組を進めていかなければならないと考える。この三層構造の中での取組に対して、具体的にどのようにかかわっていくのかを指導主事、社会教育主事が専門職としてよく議論をしていただきたい。

――原案のとおり了承

第78号 平成30年度島根県公立高等学校入学者選抜における推薦選抜等の結果について（教育指導課）

○常松教育指導課長 報告第78号平成30年度島根県公立高等学校入学者選抜における推薦選抜等の結果についてご報告する。

資料5の1ページをご覧ください。出願期間、入学定員、試験実施日は資料記載のとおりである。

推薦選抜の募集人員は全体で1,089名であり、昨年度より25名増えている。募集人

員が増えた学校は、松江東、三刀屋、松江市立女子の三校である。出願者数は801名であり、昨年度より98名減少している。昨年度は、入試制度の大きな変更があったため、不安を感じた受験生が推薦入試へと集中したためではないかと考えている。

資料5の2ページをご覧ください。昨年度から出願者数に大きな増減があった学校を示している。松江工業、松江商業、出雲工業は、昨年度と比べると減少しているが、一昨年並みの人数である。矢上高校は、地元の成績上位層の中学生の出願が増加したと聞いている。隠岐島前高校は14名の減少であり、身元引請人による受検、いわゆる県外生徒が大きく減少したものである。また、出願者数が募集人員を上回った学校・学科は資料記載のとおりである。

資料5の1ページをご覧ください。1月19日から24日にかけて、各校で面接・作文等が実施され、その結果756名の合格内定者が決定した。昨年よりは減少しているが、一昨年と比較すると74名増加している。これは高校魅力化等の取組により地元中学生を中心に意欲ある生徒の出願が増加した等の理由からではないかと考えている。

資料5の3ページをご覧ください。中高一貫教育校特別選抜についてである。実施校は飯南高校・普通科及び吉賀高校・普通科で、募集人員は飯南が募集定員80名以内、吉賀が入学定員40名の半分にあたる20名程度である。出願者数は飯南が21名、吉賀が23名、合格内定者は飯南が21名、吉賀は20名である。

続いてスポーツ特別選抜についてである。募集校14校のうち8校で実施した。募集定員は全体で80名、出願者数は全体で30名であった。選抜方法は書類審査と面接で、合格内定者は29名である。

合格内定通知については1月26日に各高等学校長から中学校長を通じて、本人へ伝えられた。合格発表は3月13日である。一般選抜合格者とともに各高校で受験番号を掲示する。

資料5の4ページをご覧ください。まず、資料の見方をご説明する。一番上の安来高校の欄をご覧ください。入学定員は160名、推薦選抜は定員の13%である20名を募集したところ、17名の出願があった。また、スポーツ特別選抜は募集人員8名に対し、出願は6名であった。選抜の結果、推薦で17名、スポーツ特別選抜で6名、合計23名が合格した。この結果、3月6日に行われる一般選抜の募集人員は160名から23名を引いた137名となる。他の学校についても同じ様にご覧いただきたい。

資料5の5ページ及び資料5の6ページは、スポーツ特別選抜について各学校別にまとめたものである。

○森委員 隠岐島前高校の県外生徒の減少は、島親のなり手の減少等も関係しているか。

○常松教育指導課長 学校からの聞き取りでは、そのような話はなかった。例年、8月にオープンスクールを実施しているが、今年は参加者が20～30名少なかったこと、また、近年は倍率が2倍～1.7倍ぐらいで推移していることから、敬遠された部分も

あったのではないかということであった。

○森委員 PRの手法は、従来どおりであるか。

○常松教育指導課長 県外生徒の募集に関しては、従来どおりである。しかし、新聞やテレビで取り上げられる回数が以前より少し少なくなったため、そのような影響があるかもしれない。

○出雲委員 直接関係はないが、先週、広島で島根U I ターンフェアが開催されており、私も参加した。しまね留学の説明会に、広島の保護者など多くの人に参加しており、高校魅力化の取組、しまね留学が定着してきていると感じた。

○鴨木教育長 しまね留学は、ある意味で言うと、ブランドイメージが定着しつつある。島根県全体の中で、県外生は200名に迫ろうという状況になっている。他県でも、小規模校の存続問題に絡んで県外生徒を募集する動きがあるが、県全体での県外生的人数は、数名、あるいは10名前後が多い。その中で、島根県の県外生が200名というのは全国の中でも突出した規模である。そのような意味では、他県に先駆けてこのような取組を行ってきたことが、ブランドイメージとして定着しつつあると言える。一方で、その先頭を切ってきた学校の一つである隠岐島前高校について、今のこの状態が何か危機感を感じるべき状態であるかという分析も必要であり、今回の応募者数の減をどのように捉えるべきか、そのようなところは慎重に見ていく必要がある。

○森委員 島前高校はとても魅力のある学校であり、その魅力を継続して発信していくことが大事である。メディアへの露出が減ったということであったが、魅力発信に向け取組を重ねていくべきではないかと考える。

○鴨木教育長 魅力の情報発信を継続して行うことがブランドイメージにもつながっていく。情報発信面での努力は、更に頑張る必要があるが、一方で県外生や地元生が魅力を感じて進学したくなる、それだけの質の高い教育を安定的、持続的に提供し続けるための体制整備もあわせて行う必要がある。現在、30年度の予算編成を行っているところであるが、そのようなことも含めてもうひと頑張りしたいと考えているところである。

―――原案のとおり了承

第79号「領土に関する教育ハンドブック」の再配付について（教育指導課）

○常松教育指導課長 報告第79号「領土に関する教育ハンドブック」の再配付についてご報告する。

平成29年3月に新しい小・中学校学習指導要領が公示され、従来の北方領土に加え

て、竹島、尖閣諸島についても「わが国固有の領土」として明記され、領土に関する学習の充実が図られているところである。

島根県教育委員会では、平成 27 年 3 月に「領土に関する教育ハンドブック」を作成している。これは、領土や領土問題に関する基本的な事柄や授業等の実践例を掲載し、授業での活用や指導者自身が領土問題について理解を深めるためのテキストとして活用していただくためのものである。新学習指導要領に竹島等が新たに明記されたこの機会に、領土に関する学習のさらなる充実を図るため、県内すべての学校及び市町村教育委員会並びに各都道府県・政令指定都市教育委員会へ本書を再配布することとした。発行目的・内容は資料記載のとおりである。配布部数は 1,000 部、配布時期は今月末である。

なお、旧版の表紙では、一部の有人離島等の表示漏れがあったため、今回の再配布にあわせ、正確を期す観点から、離島や排他的経済水域を明示するなど表紙の装丁を一新した。

○森委員 各学校には何冊ずつ送付するのか。

○常松教育指導課長 各校 2 冊である。

○嶋木教育長 このハンドブックの他、DVD も作成している。各学校でこの内容を活用する場合には、まず、このハンドブックを見て、有用性を確認していただいた上で、各学校へ既に配付済の DVD を使って教材をつくる仕組みとなっている。島根県内の学校には当然活用してもらいたいが、学習指導要領の中に竹島等が明記されたことを受けて、全国の他の都道府県の高校、中学校、小学校などでも活用していただきたいという趣旨から、県外へも改めて紙媒体を送付するものである。

○真田委員 全国で活用するためには、ホームページに掲載し、ダウンロードできようになるとよいのではないか。

○嶋木教育長 まずは、紙媒体を見て、この有用性を確認していただくことが重要だと思うが、実際に活用する際、以前送付した DVD が学校内にあるかどうかという問題もある。著作権の関係なども慎重に検討し、効果的な情報発信となるよう考えてみてはどうか。

○常松教育指導課長 検討したい。

―――原案のとおり了承

第 80 号 平成 30 年 3 月県立高校卒業予定者の就職内定状況(12 月末)について(教育指導課)

○竹下教育指導課管理監 報告第 80 号平成 30 年 3 月県立高校卒業予定者の就職内定

状況（12月末）の状況についてご報告する。

12月の教育委員会会議で10月末時点の状況をご報告した。本日は、12月末時点の状況をご報告する。資料7ページ、表1をご覧ください。就職希望者の割合は23%であり、12月末時点の内定率は97.1%である。この内定率は、過去最高である。未内定者は30人と、ここ数年と比べると非常に少ない人数である。学校現場の教員の努力により、生徒の希望がかなっているものと考えている。

図2をご覧ください。就職希望者のうち、県内、県外の割合であるが、県内者は74.8%である。平成27年と同程度の水準であり、前年と比較すると少し下がっている。図3は、就職内定者のうち、県内、県外の割合であるが、県内者は74.9%である。先ほどと同様に、前年と比べると少し下がっている。なお、資料には記載していないが、県内内定者の割合を地域別で見ると東部は85%、西部は57.3%である。昨年と比較すると、東部は約3ポイント程度上がっているが、西部は約10ポイント下がっている。昨年、内定率の県内割合が上がったのは、西部の県内割合が高くなったことが要因であるため、平成27年度の水準に戻ったという印象である。図4の地区別の内定率については、内定率が全体的に上がっている中で、各地区とも上昇している。未内定者の30名については、希望する進路がかなうよう、引き続き高校と連携し取り組んでいく。

○藤田委員 未内定の理由は何か。希望職種の募集人数が少ないことが原因であるか。

○竹下教育指導課管理監 12月末時点の状況であるため、結果を待っている生徒や、ハローワーク等で相談をしている生徒など、状況はさまざまである。2月末時点であれば、企業等の求人活動も落ち着いてくるため、状況がもう少し明らかになると考える。

○藤田委員 ハローワーク、教員、保護者とよく相談し、子どもの進むべき見極めてあげてほしい。未内定者の中には、結果を待っている生徒も含まれていると聞いて安心した。

――原案のとおり了承

第81号 平成29年度学校給食の地場産物活用割合（食材仕入れ状況調査結果）について（保健体育課）

○秦健康づくり推進室長 報告第81号平成29年度学校給食の地場産物活用割合（食材仕入れ状況調査結果）についてご報告する。

資料8の1ページをご覧ください。まず、この調査の目的についてである。学

校給食で地場産物を積極的に活用することは、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深め、生産者の努力や食に関する感謝の心を育む上で効果的であり、また県全体で地産地消を促進する上でも有効であることから、食育推進の評価指標としている。

調査方法は、県内の学校給食調理場 73 施設を対象に、6月と11月の第3週のそれぞれ5日間、合計10日間の献立に使用した食材について11品目に分類し、品目ごとに島根県産の食材使用割合を調べた。調査時期は文部科学省の調査時期とあわせている。

調査結果であるが、平成29年度の地場産物活用割合の県平均は56.5%であった。資料8の2ページをご覧ください。県全体としての状況は、昨年度より0.9ポイントの増であり、品目別に見ると、昨年度と比べて活用割合が高まったものが多い。なかでも魚介類、調理加工品は、5～6ポイント伸びた。一方、果実類、肉類は6ポイントの減少となった。魚の活用割合が高まったことについては、近年、県や市の水産課、水産事務所と連携し、学校給食での魚の提供を進めており、一部食品については学校給食会と連携して全県下に供給できる仕組みができたことも一因であるとする。

昨年度調査では、活用割合が下がったことについて、異常気象による野菜価格の高騰が影響したと分析した。今年度、野菜の活用割合は増えてはいるが、26年度、27年度のような高い値にはなっていない。栽培・収穫の計画に沿って献立を作成したものの、収穫時期がずれたために使用できなかったというところも複数あった。

資料8の3ページは、各市町村・県立学校の品目別の活用割合一覧である。品目によっては市町村間で大きい差がある。また、同じ市や町でも品目ごとの差や経年変化の幅が大きい状況もみられることから、県教委とブランド推進課が連携して市町村訪問を行っている。訪問先では、学校給食担当課と農林水産、産業振興関係課の取組状況や課題を聞き、供給体制など地域に合った連携推進について、助言や提案をしている。

資料8の1ページをご覧ください。今後の取組であるが、市町村訪問を通して状況把握、課題の共有を細やかに行うとともに、実情に応じた相談支援を継続して行う。また、コーディネーターの配置によって、成果を上げている地域の取組を研修会や市町村訪問の際に紹介し、配置が進むよう働きかけていく。

資料8の4ページをご覧ください。各市町村、学校給食調理場では、年間を通して地元産食材・県内産食材の活用を努めている。活用割合調査とあわせて、6月、11月の「しまね・ふるさと給食月間」に行った献立の工夫や特徴的な食育の取組についても報告いただいているので、一部ではあるがご紹介する。

近年、市町村が丸丸となって共通したテーマで食育に取り組むという観点から、市町村内の調理場で同じ献立を提供する日を設けているところが増えている。全国味めぐり献立は、島根県と吉賀町の郷土料理として提供されたもので、宍道湖七珍献立は、

特別支援学校で提供されたものである。また、地元産食材、県内産食材を使って工夫を凝らしたメニューを提供しているところも多い。

資料8の5ページは、学校給食を中心とした食育推進の考え方、取組内容、地場産物活用の教育的意義についてまとめたものである。上段の白い四角や丸の中は、教育基本法や学習指導要領など、国が示している事柄である。下段の色付けしてある「学校における食育の推進」「学校給食の充実」は県教育委員会で重点的に取り組んでいる内容である。地場産物を活用することの「子どもたちにとってのねらい」に向かって、農林水産部、市町村と連携しながら今後も地場産物活用を一層進めていくよう、積極的に取り組んでいく。

○森委員 地元産の食材を使った工夫献立の日には、子ども達に献立の狙いや産地等についての話をしているか。また、保護者へレシピや食材の使い方などを情報提供するのも普及の一つになるかと思うが、行われているか。

○秦健康づくり推進室長 献立表に説明の欄を設けたり、給食の放送時間に話をしたりしている。また、地域や学校によっては、生産者や郷土料理に携わっている方を招いて交流給食を行い、生産者等から直接話を聞く取組を行っている。レシピの提供については、給食日よりなどで紹介しているところもある。

○出雲委員 給食の献立委員会に参加したことがあるが、限られた給食費の中で、地元の食材を使い様々な工夫をされており、保護者としてとてもありがたいと思う。なお、資料8の1ページに記載のあるコーディネーターは何人いるか。また、配置はどのようなになっているか。

○秦健康づくり推進室長 コーディネーターを配置しているのは9市町村である。コーディネーターは市町村によって様々で、JA職員が行っているところなどもある。先進的な取組を行っている大田市では、コーディネーターが生産者を訪問したり、献立も一緒に考えたりしている。

○藤田委員 市町村の給食センター等の担当者が集まる機会には、先進事例の発表なども行われていると思うが、地元の方への協力依頼などもそういった機会に行われるのか。

○秦健康づくり推進室長 毎年、夏休みの時期に、学校給食関係者の研修会が行われる。今年度の研修会では、コーディネーターの活動について事例発表があり、その後の部会では、さらに具体的な内容の情報共有も行われた。また、ブランド推進課と一緒に市町村を回る中で、このような方をコーディネーターに考えているがどうだろうかという相談を受け、話をしながら進めていくこともある。

○真田委員 地場産物活用割合の目標値はあるか。

○秦健康づくり推進室長 県の地産地消推進計画で指標を定めており、目標値は平成31年度63%である。

○鴨木教育長 手の届く目標値になっていると思われるが、63%で満足するのではな

く、さらに上を目指して取組を行う必要がある。一方で、給食はコストとの兼ね合いも非常にデリケートであり、かつ厳しい食材選択が求められるので、そのような制約の中でできるだけ地場産物の割合を高める努力をしていく必要がある。どうしても数値に目が行きがちであるが、実は数値だけではなく、資料 8 の 4 ページにあるように、献立の内容や、献立を提供する際のいろいろな学習効果にも配慮をしていくことで、食育にとっての意味合いを強めていくことができる。数値は、数値として精一杯努力をしつつ、質の面においても、さらなる取組を進めていくことが大事ではないかと考える。県教育委員会としては、どうしても学校設置者である市町村教育委員会にお願いをする立場になる。コーディネーターの配置を促したり、情報提供、情報共有の機会を増やすことで市町村での取組が更に進むよう努力をしていかなければならないと考える。

○浦野委員 栄養教諭の配置はどのようになっているか。

○秦健康づくり推進室長 食数や単独調理場の数等で定めがあり、現在県内では 57 名である。自校給食で、単独調理を行っているところは、4 校に 1 名配置されている。また、手元に資料がないため正確ではないが、6,000 食以上で何人、4,000 食以上で何人など、食数によっても定めがある。

――原案のとおり了承

第 82 号 平成 29 年度優良公民館及び公民館職員表彰（教育長表彰）について（社会教育課）

○前田社会教育課長 報告第 82 号平成 29 年度優良公民館及び公民館職員表彰（教育長表彰）についてご報告する。

資料 9 の 1 ページをご覧いただきたい。優良公民館表彰は、事業内容や方法などに工夫を凝らし、地域住民の学習活動に大きく貢献している公民館を表彰するものである。推薦や選考にあたっては、開館日数や対象区域内住民の利用割合が高く、関係機関との連携によって、地域の実情に即した効果的な事業が実施されていることなどを要件としている。

公民館職員表彰は、公民館活動の振興に顕著な功績があった職員を、館長として、又は主事等その他職員としてそれぞれ表彰するものである。推薦や選考にあたっては、館長としては、指導体制の充実や、事業の効果的な実施、公民館の利用・運営の改善を図ったことなど、その他職員としては、事業計画や学習方法に創意工夫したことや、地域住民の学習意欲を喚起したことなどを要件あるいは評価項目としている。手順と

しては、市町村教育委員会から推薦のあったものを、県の審査委員会において選考したうえで決定しており、1市町村あたりの上限数や県トータルの上限数は設けていない。

優良公民館表彰は、今年度は2件が表彰対象となった。主な表彰理由は資料に記載しているが、安来市の広瀬交流センターは、住民同士の話し合いによる学びや気付きを促すことがセンターの役割であるという認識のもと、住民が地域への想いや意見交換を行う場づくりを定期的・継続的に行っている点や、地域の将来ビジョンを地域住民とともに、自主的に作成した点などが評価された。奥出雲町の阿井公民館は、多くの地域住民を様々な学校教育活動にかかわってもらうコーディネートを積極的に行っている点や、高齢者を支える各種事業において、当初は公民館がすべてを担っていた仕組みを、地域のボランティアがすべての企画・運営を担い、公民館は必要に応じた支援を行うという仕組みに進化させている点などが特徴であり評価された。

公民館職員表彰は、今年度は15名が表彰対象となった。資料に記載しているため、一人ずつの説明は省略するが、いずれも公民館活動に情熱を持って取り組み、功績をあげている方々である。

島根県の公民館について若干補足すると、本県の公民館活動は全国的にも高く評価されており、他県からの視察や、他県で開催されるフォーラムなどへ本県公民館の職員が招かれて、講師やパネラーとして活躍する機会なども毎年多数ある。公民館職員が地域の方々と一緒になって学習活動を行ったり、地域の方々を巻き込み、人の輪を広げて行くという社会教育らしい手法で取り組み、地域の課題に立ち向かおうとする人材、いわゆる「人づくり」や「仕組みづくり」のために日々汗をかいている。このように、各地、そして現場での地道な取組が、地域を支える大きな力になっていると確信している。今回、表彰される公民館や職員だけが素晴らしい活動をしているのではなく、全県的に熱意と力量のある公民館や職員は多いので、このような表彰を通して、今後の活動に更に前向きに取り組んでもらえるよう、表彰の対象となる公民館等については積極的に表彰を行っていきたいと考えている。

なお、表彰式は来月7日に県民会館で開催する島根県公民館研究集会において行い、教育長から表彰状を授与する。この研究集会は毎年500人を超える参加者が集い、ともに学び合う有益な機会である。

また、県教育委員会が行うこの表彰とは別に、文部科学大臣が行う優良公民館表彰という制度もあり、こちらについては、近日中に決定の通知が届く予定であるため、次回以降の教育委員会会議でご報告する。

―――原案のとおり了承

第 83 号 島根県文化財保護審議会委員の任命について（文化財課）

○丹羽野文化財課長 報告第 83 号島根県文化財保護審議会委員の任命についてご報告する。島根県文化財保護審議委員の任期が、平成 30 年 1 月 19 日で満了となったため、島根県文化財保護審議会条例に基づき、新たな委員を任命した。資料 10 の 2 ページに一覧としてまとめている。文化財の専門分野の代表が 16 名、そして一般有識者が 4 名である。男女比の割合は 5 割である。委員の任期は 2 年である。

――原案のとおり了承

鴨木教育長 非公開宣言

―非公開―

（議決事項）

第 21 号 教職員の懲戒処分について（学校企画課）

――原案のとおり議決

（承認事項）

第 10 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について（総務課）

○仁科総務課長 承認第 10 号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてお諮りする。

資料 12 の 1 ページをご覧ください。12 月 20 日の教育委員会会議において、水産練習船神海丸乗組員の処遇改善案についてご報告した。処遇改善の内容のうち、特殊勤務手当の創設については、職員の特殊勤務手当に関する条例の改正案を 2 月議会へ提出する必要がある。新たに条例に定める内容としては、水産練習船神海丸に乗り組む職員が、実習生に対する実習指導の業務に従事した際、1 日 2,700 円を超えない範囲内で、職員の職務の級に応じて人事委員会規則で定める額の手当を支給するというものである。なお、人事委員会規則で定める手当の額については、参考欄に記載し

ているとおり、前回報告した内容と変更はない。施行日は、平成 30 年 4 月 1 日である。

この条例の所管は知事部局であるため、改正については人事課において起案され、教育委員会の意見を聞くための合議を 1 月 15 日に受けたところである。この改正案について、本来であれば教育委員会会議においてお諮りすべきところあるが、人事課から合議を受ける日までに会議を開催する暇がなかったことから、教育長の臨時代理としたので、ご報告し承認を求めるものである。

――原案のとおり承認

第 11 号 県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部改正 について（学校企画課）

○福間学校企画課長 承認第 11 号県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部改正についてお諮りする。

資料 13 の 1 ページをご覧ください。1 の提案理由にあるとおり、学校の職員定数については、児童・生徒数の変動に伴って、毎年条例を改正する必要がある。

改正概要についてであるが、まず高等学校の教育職員定数は 3 人の増である。事務職員等の定数については、増減はない。特別支援学校については、教育職員の定数は 6 人の増、事務職員等に増減はない。小・中学校については、教育職員の定数は 22 人の減、事務職員等は 7 人の増である。

資料 13 の 4 ページに増減理由を示している。高等学校については、県単独定数の枠において、高校魅力化事業を行う 8 校に対して、新規事業により未開設の教科を開講するため地理 3 人、芸術 3 人の計 6 人、それから魅力化高校体制強化として魅力化事業充実のための主幹教諭 8 人、合計 14 人の増を要求中である。また、平成 28 年度に実施した松江北・松江南・江津工業の 3 校の学級減に伴い 10 人減、その他 1 人減で、全体では 3 人の増である。

特別支援学校については、学級数の増減等により幼・小・中・高等部、専攻科、寄宿舎を合計し 6 人増となる。

小・中学校については、小学校英語専科指導など、国への加配要求で 10 人増となったが、中学校 2 校の学校統廃合及び児童生徒数の減少に伴い 32 人の減があり、差し引き 22 人の減となった。また、事務職員、栄養職員の定数については、7 人の増となる。児童生徒数が減っている中ではあるが、国の基準により複数配置となる学校が増えたり、国に加配増の要求をしていることによるものである。なお、特に小・中学校においては、実際に学校に配置する人数は、最終的に今年 4 月 1 日付けの確定児童生徒数

によって決定し、本日示した数字は、定数に不足が出ないよう、最大限の見込みにより算出したものであることを申し添える。

―――原案のとおり承認

(報告事項)

第 84 号 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例等の一部改正について（総務課・学校企画課）

○仁科総務課長 報告第 84 号市町村立学校の教職員の給与等に関する条例等の一部改正についてご報告する。

資料 14 の 1 ページをご覧ください。平成 30 年 4 月から市町村立の義務教育学校が設置されるため、関係条例について所要の改正を行うものである。具体的には、松江市立八束小学校と八束中学校が、平成 30 年 4 月から松江市立義務教育学校八束学園となる。義務教育学校は、修業年限が 9 年の学校であり、9 年間の教育目標を設定し、9 年間の系統性を確保した教育課程を編成する学校である。

改正の対象となる条例は、資料に記載している九つの条例である。改正概要としては、条例の対象となる職員に義務教育学校の教職員を加える、義務教育等教員特別手当等の支給対象に義務教育学校の教職員を加える、給料表の名称を改めるなどである。具体的には、資料 13 の 2 ページをご覧ください。これまで「小学校及び中学校」としていた箇所を「小学校、中学校及び義務教育学校」などに表現を改めるものである。

施行日は、平成 30 年 4 月 1 日である。

―――原案のとおり了承

鴨木教育長 閉会宣言 16時58分